

令和 4 年 11 月 30 日

兵庫県からの第三者委員会報告書を受けての指導事項に対する対応状況について

医療法人財団 兵庫錦秀会

指導事項 1

【評議員会決議を欠く前理事長への報酬支給】

・内容

令和元年 12 月に変更許可された本件法人の寄附行為第 30 条に「役員の報酬の決定については、評議員会の決議が必要」と規定されていたが、決議が諮られていなかったことが第三者委員会の報告書で指摘され、令和 4 年 8 月 17 日、兵庫県より改善が求められた。

・当法人の認識

寄附行為変更以前より報酬額に変更がなかったことから評議員会の決議が不要との認識から、寄附行為変更以降、評議員会の決議を得ていなかった。

・改善状況

評議員会を令和 4 年 9 月 12 日に開催。各役員の職務内容を正確に示した上で、協議を頂き、寄附行為変更以降の役員報酬について、追加で承認を頂戴した。

現状は前理事長が担っていた業務を、法人本部等で分担していることから、役員の職務も大幅に減少しており、当然ながら、職務量に連動すべき役員報酬も減少している。

<参考>

役員報酬額	令和元年 11 月	月額 23,215,700 円 (2 名)
	令和 4 年 11 月	月額 5,574,414 円 (5 名)

指導事項 2

【顧問税理士の監事就任】

・内容

医療法人の運営管理指導要綱に「幹事は、理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと」と規定されているが、顧問関係にあるものが監事に就任していることが第三者委員会の報告書で指摘され、令和 4 年 8 月 17 日、兵庫県より改善を求められた。

・当法人の認識

当時の事務部長から兵庫県に対し、監事は顧問契約を結んでいないとの誤った報告がなされていた。

・改善状況

兵庫県からの指導にのっとり、監事 2 名については、顧問契約を解消している。